

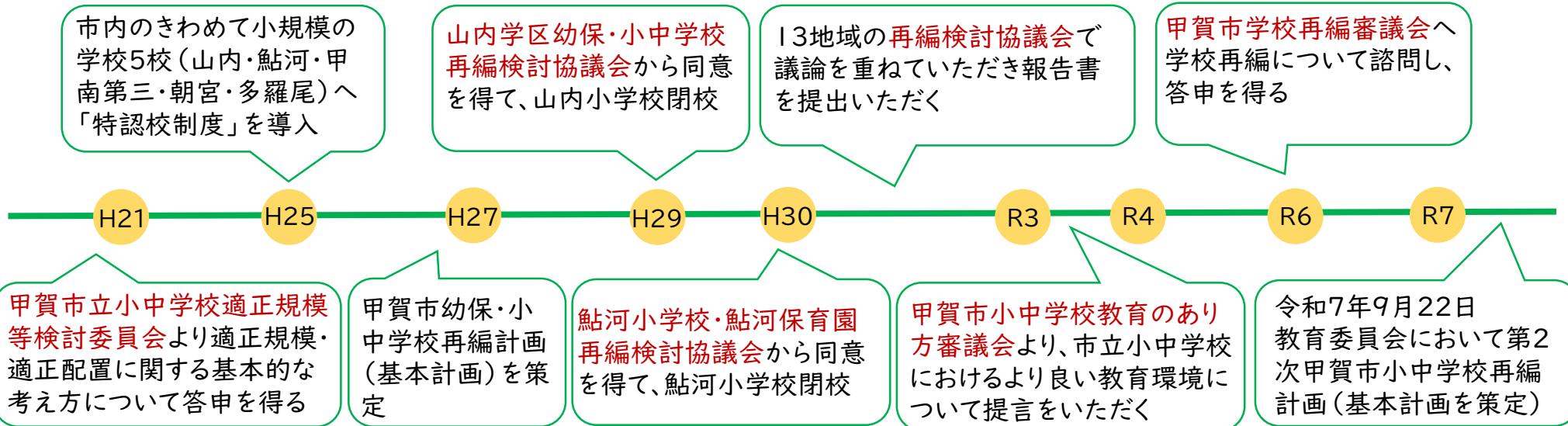
第2次甲賀市小中学校再編計画 (基本計画)

信楽中学校区保護者の皆様への説明会

令和8年1月27日

計画策定の背景・目的

計画策定までの経過



計画策定の背景

- 甲賀市幼保・小中学校再編計画に基づき、山内小学校・鮎河小学校の2校を再編し、小学校21校、中学校6校で運営を続けてきましたが、計画策定から10年を経て、市全体の児童数は20%以上減少し、最大で37%以上も児童数が減少している地域もあります。
- また、出生数から予想される児童数から推定される令和13年度の児童数は、市全体で平成27年度から約34%減少し、信楽地域では約56%もの児童数が減少することが見込まれています。
- このような状況から、児童数の減少に伴う学校の小規模化により、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化していくことは、子どもたちの学習環境にとって大きな課題であり、その解決に向け、甲賀市教育大綱に掲げる教育方針や教育目標に沿い、市内小中学校を対象とした第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）を策定しました。

甲賀市の学校教育の現状

小学校(R7. 5.1現在)

学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数
伴谷	371人	大野	74人	大原	194人	甲南第一	392人	信楽	190人
柏木	191人	土山	147人	油日	126人	甲南第二	125人	雲井	73人
水口	428人			佐山	72人	甲南第三	35人	小原	35人
貴生川	460人					甲南中部	228人	朝宮	13人
綾野	385人					希望ヶ丘	428人	多羅尾	7人
伴谷東	295人								
合計	2,130人	合計	221人	合計	392人	合計	1,208人	合計	318人

中学校(R7. 5.1現在)

学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数
水口	738人	土山	132人	甲賀	220人	甲南	586人	信楽	181人
城山	354人								
合計	1,092人	合計	132人	合計	220人	合計	586人	合計	181人

甲賀市の学校教育の現状

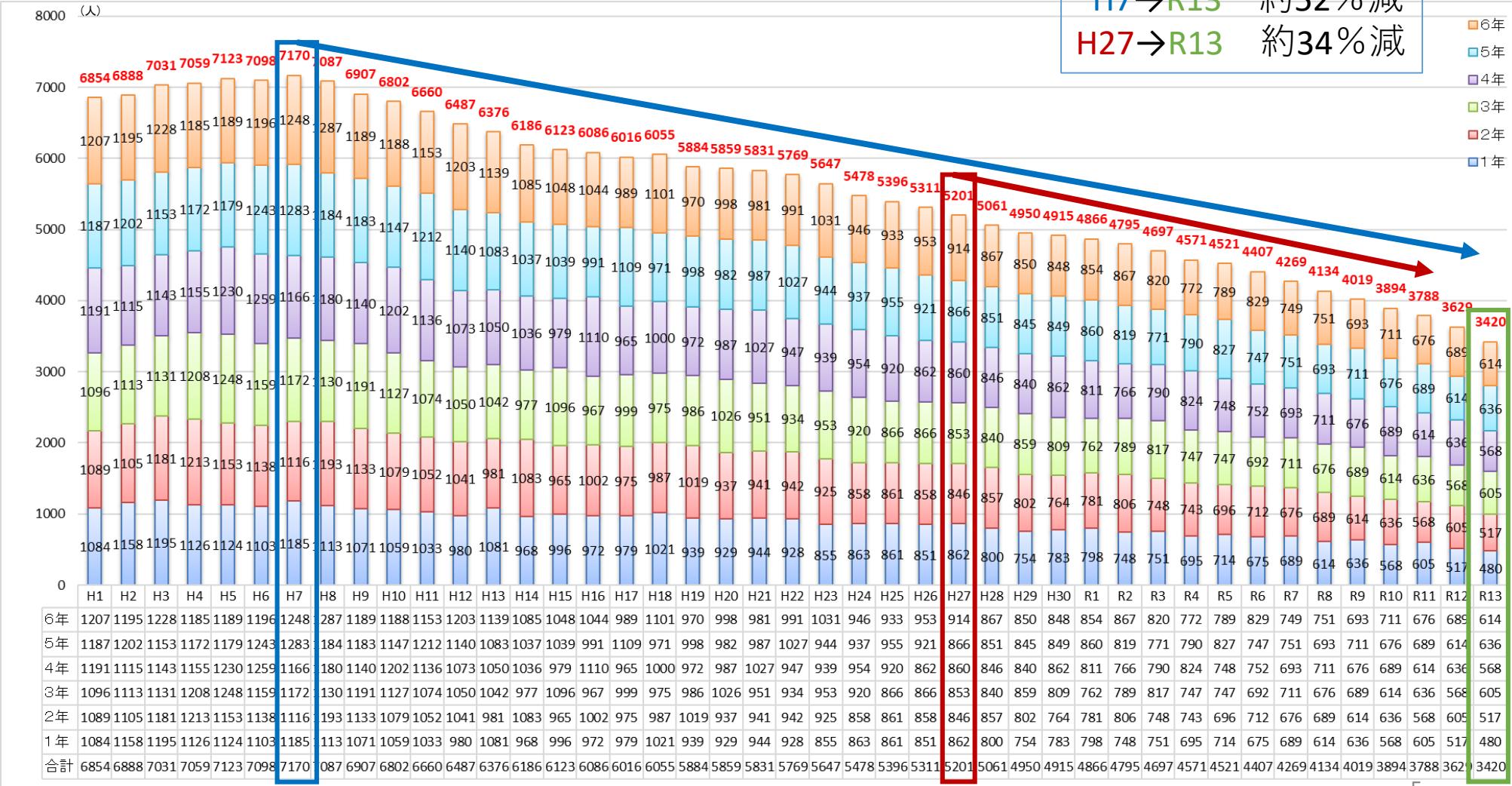
児童数の推移

単位：(人)

学校名	H27	R7	R13	学校名	H27	R7	R13	学校名	H27	R7	R13	学校名	H27	R7	R13
伴谷	408	371	295	大野	137	74	80	甲南第一	351	392	339	信楽	288	190	126
	▲37	▲76				▲63	+6		+41	▲53			▲98	▲64	
柏木	195	191	178	土山	206	147	82	甲南第二	119	125	94	雲井	110	73	62
	-4	▲13				▲59	▲65		+6	▲31			▲37	▲11	
水口	475	428	446	合計	343	221	162	甲南第三	41	35	19	小原	71	35	20
	▲47	+18		学校名	H27	R7	R13			▲6	▲16		▲36	▲15	
貴生川	767	460	397	大原	230	194	156	甲南中部	177	228	197	朝宮	30	13	10
	▲307	▲63				▲36	▲38		+51	▲31			▲17	▲3	
綾野	401	385	329	油日	189	126	90	希望ヶ丘	521	428	265	多羅尾	7	7	3
	▲16	▲56				▲63	▲36			▲93	▲163		±0	▲4	
伴谷東	369	295	182	佐山	109	72	50	合計	1,209	1,208	914	合計	506	318	221
	▲74	▲113				▲37	▲22								
合計	2,615	2,130	1,827	合計	528	392	296								

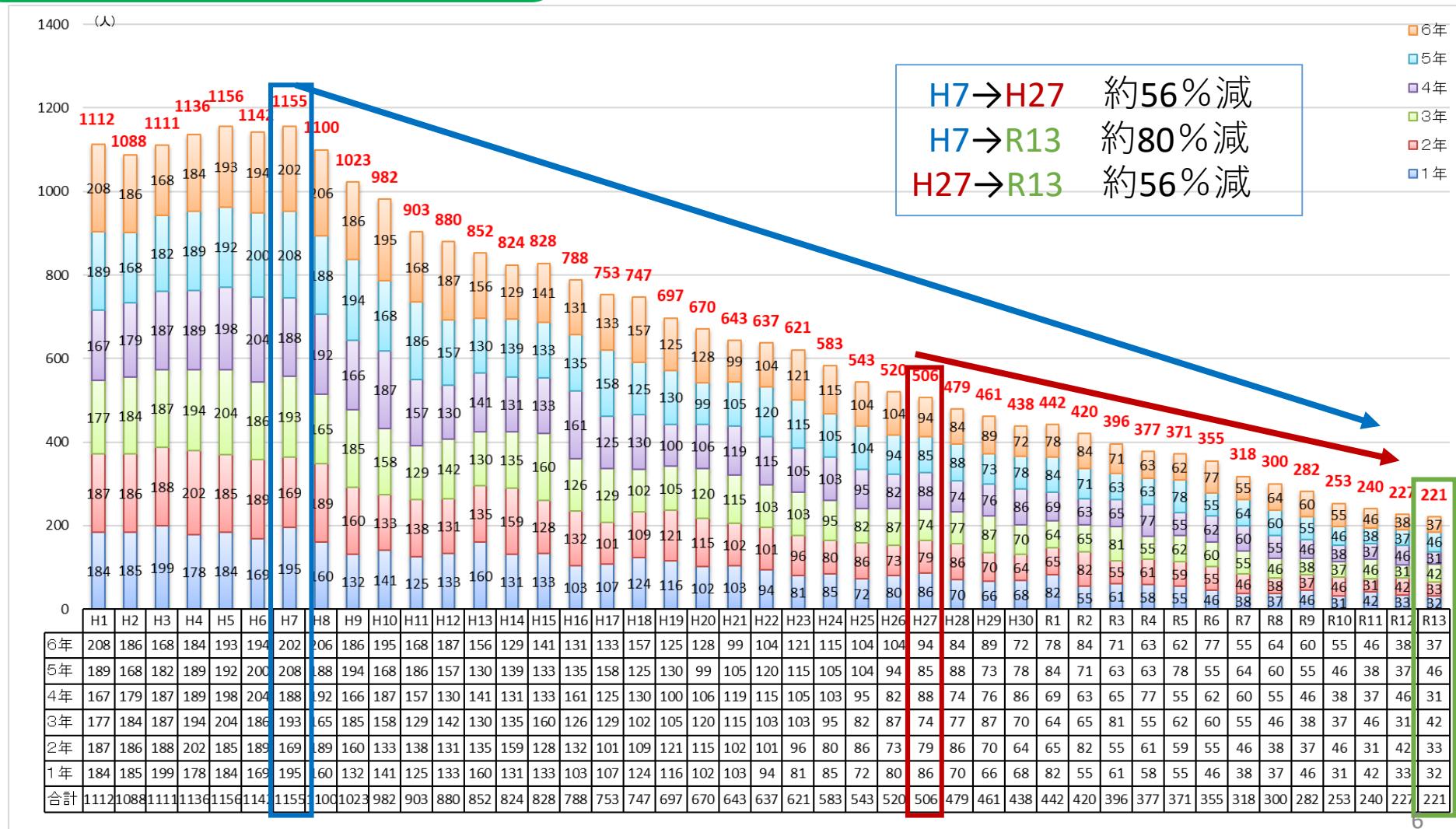
甲賀市の学校教育の現状

児童数の推移 (H1～R13) 市全体



甲賀市の学校教育の現状

児童数の推移 (H1～R13) 信楽地域



甲賀市の学校教育の現状

教職員等の配置

◎公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○ 学級編制の標準

- ・ 小学校…**1学級あたり35人**（1学級当たり35人までは教員1人が標準）
2学年の合計が16人以下の場合は、1学級を編制する。（1年生が含まれる場合は8人以下）
（2学年合計が16人以下の場合、2学年で教員1人が標準 → 「複式学級」）
- ・ 中学校…**1学級あたり40人**（1学級当たり40人までは教員1人が標準）
※令和8年度以降、35人へ順次改正される予定

▶学校教職員は、法律及び県基準に基づき、児童生徒数や学級数に基づき、県教育委員会から配置されます。

◎市の取り組み

子どもたちの『確かな学び』、『学校生活における様々な不安の解消』、『日本語指導や外国語指導への対応』等に対応するため、様々な支援員や講師を配置しています。

＜配置している主な支援員等＞

巡回指導員、特別支援学級支援員、通級指導教室指導員、不登校・いじめ対策指導員、スクーリングケアサポート員、教育支援センター支援員、母語支援員、日本語初期指導教室指導員、ICT教育（技術）指導員、小・すこやか支援員、教科指導講師（英語）、スクールサポートスタッフ 等

その他、学校看護師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等も採用し、配置し、子どもたちの学びを支えています。

甲賀市の学校教育の現状

近年の教育現場に求められる対応

○ 子どもたちの多様化への対応

(支援が必要な児童生徒、外国にルーツを持つ子ども、不登校児童生徒の増加)

→ 学びの多様化推進室の設置、教育支援センターの充実、スペシャルサポートルーム(SSR)の全小学校設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実

○ 児童生徒の学習意欲向上への対応

→ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やデジタル基盤の効果的な活用

○ 加速度的に進展するICT化への対応

→ 一人1台端末の整備が完了、AIドリルの活用により、個別最適な学びへの対応を強化

○ 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保障に向けた対応

→ 第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定

○ 学校及び教員が担う業務範囲の拡大による負担増への対応

→ 特に小規模・きわめて小規模の学校では、正規教員が少ないとことにより一人当たりの負担が深刻

○ 教員の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教員不足の深刻化への対応

→ 講師採用の困難さが市内全域で深刻な状況、教職員の働き方改革の推進

甲賀市がめざす学校教育

甲賀市の教育方針・教育目標（甲賀市教育大綱）

◎ 教育方針

『たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる』

◎ 教育目標

- ① ともに学び ともに育ち ともに生きる
- ② 豊かな心と健やかな体を育む
- ③ 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

甲賀市の学校教育がめざすもの（甲賀市学校教育の指針）

『いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども』
(わかる できる のびる つどう ~学ぶ楽しさを実現するために~)

◎ 推進のための5つの柱

- ① 学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を育む教育の充実
- ② 豊かな人間性や社会性を育む教育の充実
- ③ 健やかな心身とたくましい体力を育む教育の充実
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくりと小中連携・一貫教育の推進
- ⑤ 笑顔で児童生徒と向き合い、学び続ける教職員の育成

甲賀市がめざす学校教育

令和7年度甲賀市学校教育の指針

令和7年度（2025年度）甲賀市学校教育の指針

甲賀市教育委員会

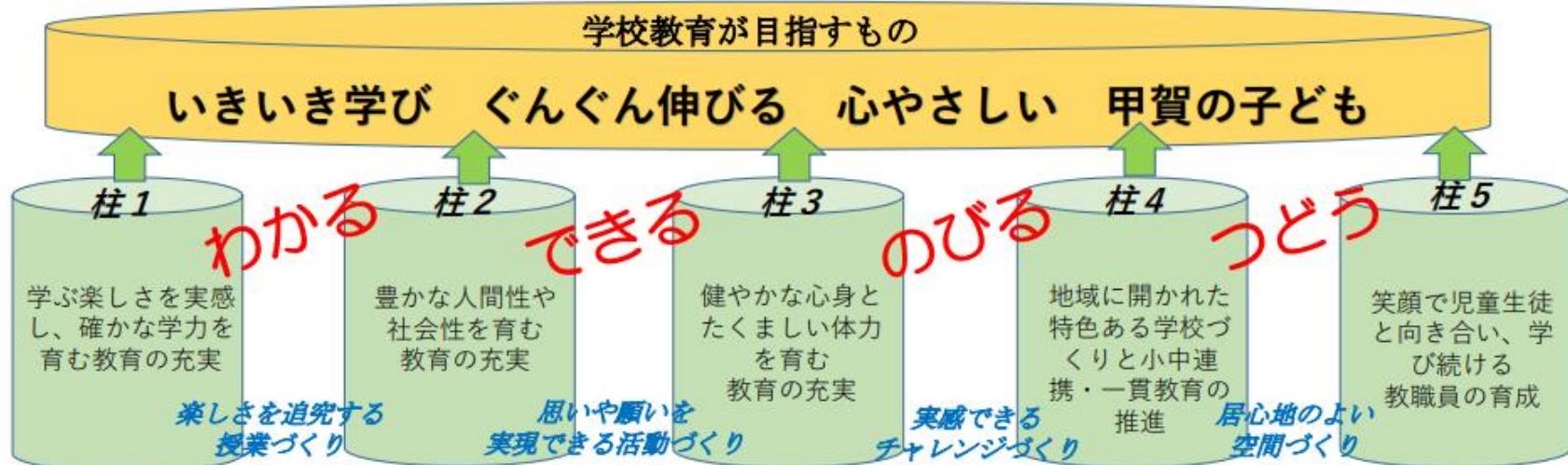
〈甲賀市教育方針〉たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

〈教育目標〉①ともに学び、ともに育ち、ともに生きる ②豊かな心と健やかな体を育む ③郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

明日もIKOKA（行こうか）プラン2025～学ぶ楽しさを実現するために

～

1・居場所がある KO・個々が生きる KA・可能性に挑戦する



★IKOKA学習デザインを基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現

◎「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの推進・充実

・家庭学習の充実

★ICTの効果的な活用による情報活用能力の育成

・外国語教育・国際教育の充実

★いじめを許さず、認め合い、支えあい、高め合う学級、学校づくり

★不登校児童生徒への支援と教育相談の充実

- ・多様な人々との共生をめざす教育活動や道徳教育の充実
- ・人権教育の充実
- ・読書活動と図書館整備の推進

- ・特別支援教育の推進

- ・外国人児童生徒への日本語指導等の充実

◎部活動の支援ならびに地域移行に向けた推進

◎運動習慣の確立

- ・基本的生活習慣の確立
- ・健康教育や食育の推進
- ・感染症予防対策の徹底と感染症拡大予防のための適切な対応

◎小中連携・小中一貫教育の推進

・校園種間連携の充実

◎地域の歴史、文化、産業などを生かした学習の推進、キャリアパスポートの活用促進

・地域人材活用。地域に開かれた学校づくり

◎コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を生かした地域とともにある

学校づくりの推進

・地域ぐるみの安全、防災教育の推進

◎人間性・専門性・指導力等教師力を高め、探究心をもちつつ、自発的に学ぶ教職員研修の充実

・教職員の資質向上に向けた組織マネジメントの推進

◎教職員が教育活動に専念できる職場環境づくり・働き方改革の推進

再編計画(基本計画)の基本的な方針

再編計画(基本計画)の基本的な考え方

市の基本的な行動計画を基本に据えながら、**次代を担う子どもたちにより良い教育を提供することを最優先**として策定します。また、子どもたちの「生き抜く力」を育む教育環境を着実に整備していくため、今後、**保護者や地域の参画**を得ながら取り組みます。

【市の基本的な行動計画】

○ 第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画

基本構想で示す未来像 「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」

基本計画で示す施策 「子どもの可能性無限大プロジェクト」

○ 第4期甲賀市教育振興基本計画

教育施策の柱 「学校教育の充実」、「教育環境の整備」

再編計画(基本計画)に基づく取り組み

再編計画(基本計画)では、**学校再編という手段**を用いて、一定の人数の集団を確保することで、市がめざす学校教育の実現を図り、確かな学力の保障をはじめとする「子どもたちの確かな育ち」につなげる教育環境の整備に取り組みます。

再編計画(基本計画)の基本的な方針

再編計画(基本計画)策定の観点

甲賀市小中学校教育のあり方審議会の提言、甲賀市学校再編審議会の答申、また、新しい学習指導要領の改訂を見据えた環境整備実施のため、特に以下の観点で再編計画(基本計画)を策定しました。

- ① 学習者である子どもの学習環境の整備を最優先とします。
- ② 一定の人数の集団のもとで教育を行うため、きわめて小規模の小学校の再編を最優先として取り組みます。
- ③ 学校再編に伴う保護者負担を可能な限り軽減します。

基本計画と実施計画

(1) 基本計画

- ・市がめざす学校教育を実現するためのより良い教育環境の整備について、その取り組みの方向性を示すものです。基本計画をもとに、保護者等の皆様に方向性について説明し、将来にわたる教育環境の整備(再編)についてご理解をいただきながら進めます。

(2) 実施計画(再編校アクションプラン)

- ・基本計画に基づいて、再編を実施する学校における学校教育や、校章・校歌、通学手段等のより具体的な環境整備を示す計画として、保護者等の意見を反映した実施計画(再編校アクションプラン)を策定します。

再編計画(基本計画)の基本的な方針

実現可能な学校の姿

① 小中一貫教育の推進

- 義務教育9年間の育ちを見据え、小中で一貫性のある教育カリキュラムの編成により、系統的かつ継続的な取り組みを推進します。
- 教職員全員がめざすべき15歳の子どもの姿を共有し、一丸となってその成長を支えることができます。

② 探求型系統的学習

- 各学校ごとに取り組んできた「地域学」を生活科や総合的な学習の時間等のカリキュラムとして体系化することで、小中9年間にわたり、広く探究が可能となり、故郷に誇りをもつ子どもたちを育むことができます。

③ たくましい個と豊かな集団の育成

- 子どもたち一人ひとりの育成には、個々の力の育成とともに、それぞれの良さを認め合い、強みを發揮しながら、個々がつながり、互いに補い合いながら課題を解決するチームの形成、集団の学びが重要です。
- 「令和の日本型教育」として、「個別最適な学び」と「協働の学び」として示されるように、将来にわたり、必要不可欠な資質を着実に育成することができます。

④ 地域とともに育つ子どもと教職員

- クラス内の交流や異学年交流、地域交流などを通して多くの人と交わり、子どもたちは社会性を育みます。また、教職員は地域との関わりを深めることで、より充実した教育活動が可能となります。
- 多くの教職員が協同して、指導力の向上をめざすことで、高い教育効果を得ることができます。

再編に伴う配慮

再編に伴い、新しい環境に出会う子どもたちにとって、再編校が魅力ある学校となるようにしつつ、子どもたちの心理面や学習・生活面に十分な配慮が必要です。

- 各種行事の合同実施や合同学習等を通して、再編の対象となる学校間の交流を実施するなどし、新しい人間関係作りに積極的に取り組みます。
→ 学校再編の実施までに、再編対象校の子どもたちが一堂に会する交流事業を複数回開催すること
や、実際にバスに乗車してスクールバスで通学することを想定した体験等も計画しています。
- 再編後、安全安心で充実した教育環境を整えるための人員や子どもたちの心理的ケアを行う人員の配置などについて、国や県の制度を活用しながら、一定の間、配置を行います。
→ 学校再編後の加配教員の配置活用や、必要に応じた支援員の配置を行います。
- 通学距離が再編により遠距離となる児童については、スクールバスの導入等、保護者の皆様と協議を行い、調整します。
→ バス事業者への完全委託、運行業務のみの一部委託、市直営による運行等、様々な手法を庁内組織で検討しています。

小中一貫教育について

小中一貫教育の定義

○ 小中連携教育（これまでの甲賀市の取り組み）

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

○ 小中一貫教育（これからめざす取り組み）

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

※文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き（H28.12.26）

制度化された小中一貫教育の基本形

○ 義務教育学校

一人の校長のもとで、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校

○ 小中一貫型小・中学校

組織上、独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する学校
施設の形態については、一体型・施設隣接型・施設分離型のいずれも可能です。

小中一貫教育について

甲賀市的小中一貫教育

○取り組みを進めている小中連携教育のうち、小中一貫教育として、小中学校の教職員がめざす子ども像を**共有**し、9年間を通じた系統性、連続性のある学びを実現する**中学校区で統一した教育課程**（教育計画）を編成して、取り組む教育です。

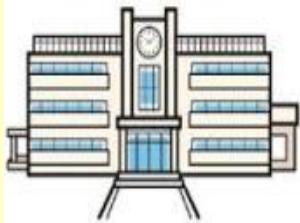
具体的な取り組み

- ① 小・中学校で校長を中心に、小中一貫教育を進める組織を作り、共有する「めざす子ども像」を明確にしつつ、**小・中学校の教職員が共有**して取り組みます。
- ② 甲賀市の小・中学校で取り組む、各地域についての「良さ」や「魅力」を知り、諸問題の解決に**探究的に取り組む「地域学※」を中心**とした「総合的な学習の時間」等について、中学校区統一のカリキュラム（教育課程）を編成し、**9年間を見通した小中一貫教育を実践**することを進めます。

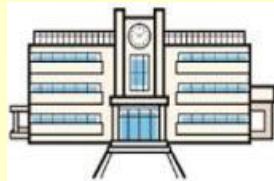
※ 地域学とは…地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさと甲賀をよく知り、諸問題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく問題を解決する資質や能力を育て、自己の生き方を考え、子どもたちがふるさとに誇りを持って未来を切り拓く力を身に着ける姿をめざす学習です。

小中一貫教育について

小中一貫教育のイメージ（施設類型含む）



施設一体型



中学校



小学校

施設隣接型



小学校



小学校



中学校

施設分離型

【施設】中学校区によって異なる（一体型・隣接型・分離型）

【形態】独立した小学校・中学校が連携して取り組む小・中一貫型

【学年区分】現在の6・3制から例えば4・3・2制などに設定できる（現時点では6・3制を維持）

【教育課程】9年間の一貫したカリキュラムを編成

小中一貫教育について

再編校による地域学の実例

1年

あいの土山 ～未来へつなぐ～ 3校の校歌を1つに

山内小学校 黧河小学校を合わせて、1つの学校に。
3校の校歌をつなぐ
1つの歌になります。
入学してすぐ、校歌と一緒に覚えます。
音楽合奏会でも、
お家の演奏とともに全校で歌います。

1年

まちたんけん

みんなが使う新しいたてものや歴史を感じるたてものがあるね。

まちの施設 建物

6年 歴史学習

土山宿 本陣

江戸時代の土山の様子に思いを巡らし
土山の歴史を語り継いでいこうとする方々の
思いにも感動しました。

3年

大野小との合同学習

黒河小や山内小の前も通ったよ。

土山町には大きなダムが2つもあるね。

3年

カブトムシの里へ

理科の発展学習として

3年

老人ホーム「つながり」さん 訪問

わだした多の訪問を笑んでくれる人もいるくらい喜んでくださってうれしかった。

3年

福祉体験学習

6年

障がい者支援施設「るりこう園」との交流

利用者さんとのやり取りや椅子について、教えていただきました。
ココナで迷走していましたが、
今年は、訪問します。

6年

独居老人の方へお手紙

お返事が返ってきてうれしかった。

小中一貫教育について

再編校による地域学の実例

小中一貫教育について

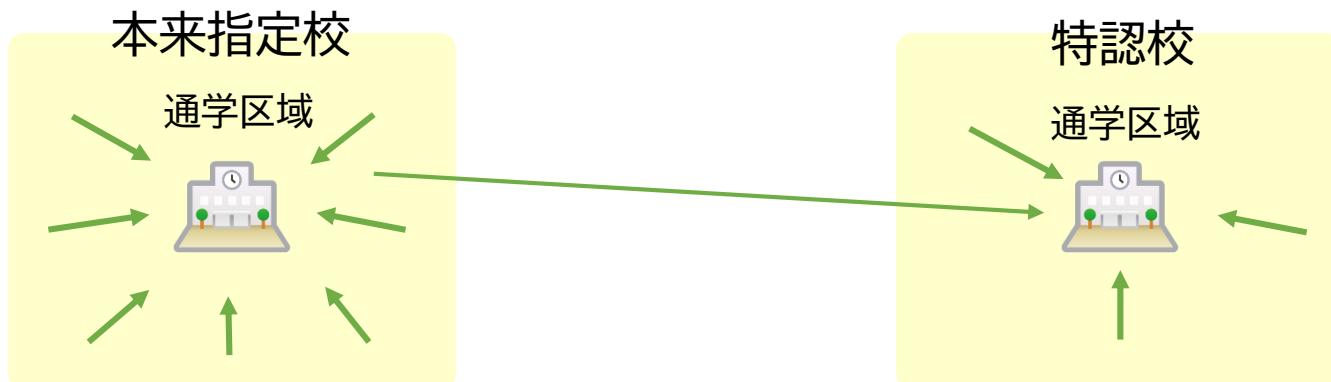
再編校による地域学の実例



特認校に対する考え方

特認校制度とは

- 甲賀市特認校制度実施要綱(H24. 11.5制定)に基づき、特例的に市内全域から特定の小学校への就学を認める制度
 - ・学校教育法施行令により、教育委員会は自治体の設置する小学校が2つ以上ある場合、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならないと規定しています。
 - ・甲賀市では、「甲賀市立学校通学区域規則」を制定し、設置している各小中学校の通学区域を定め、通学区域内の学校を就学すべき学校として指定しています。
 - ・特認校制度は、上記の通学区域を超えた学校への就学を認める制度です。
 - ・現在の特認校は「甲南第三小学校」、「朝宮小学校」、「多羅尾小学校」の3小学校です。



特認校に対する考え方

特認校制度の目的

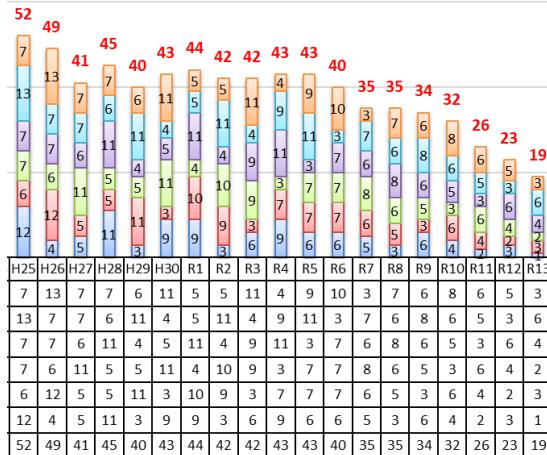
児童数のきわめて少ない学校において、少人数の良さを生かした特色ある教育活動を展開することで、**きわめて小規模の学校の児童数を増加**させることにより、学校のさらなる活性化を図り、**児童が互いに切磋琢磨して高めあえる環境作り**をめざすため。

特認校制度の現状

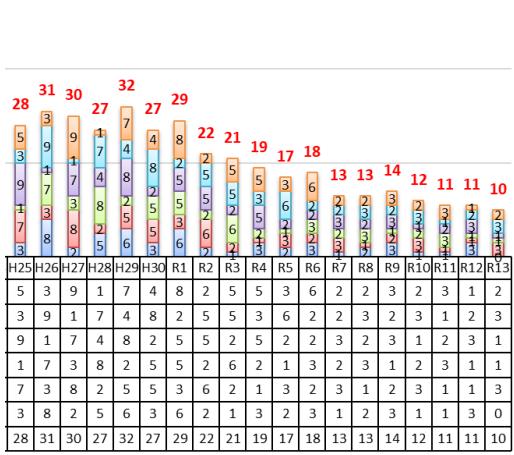
平成25年度からの制度導入以降、対象の各校においては、児童数は減少傾向もしくはきわめて少ない児童数で横ばいの状況が続いています。

また、市全体の児童数は、平成25年度から令和7年度で20%以上減少しており、今後も減少が見込まれます。

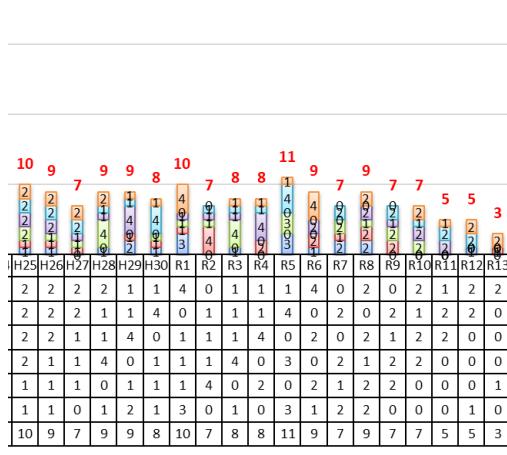
甲南第三小学校



朝宮小学校



多羅尾小学校



※令和8年以降の児童数については、
住民基本台帳に基づく児童数を計上しています。

特認校に対する考え方

特認校制度の今後

特認校制度に関する案内、また、特認校制度Q&Aにおいて、学校再編実施時等における対応について、それぞれ、以下のとおり説明しています。

【ご案内】

■特認校就学の取り消し

また、就学している特認校が休校等により、就学ができなくなる場合においては、当該特認校就学を取り消します。

【特認校制度Q&A】

Q8.在籍中に学校が再編された場合はどうするの？

在籍校が再編された時は、現在の就学を取り消し、その後の就学校についてはご相談の上、対応させていただきます。

- 制度導入時から20%以上児童数が減少し、今後も全市的に児童数の減少が続くことが見込まれる中で、引き続き特認校制度の運用を続けることは、制度利用による他の児童の就学環境にも大きな影響を与える可能性が危惧されます。
- 一方で、保護者の皆様との意見交換会やパブリック・コメントなどを通して、特認校制度の趣旨とは異なる需要があることが判明したことから、それらの需要に対応する施策を検討しています。

特認校に対する考え方

特色ある教育活動および学びの多様化への対応

○ 第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)での位置付け

- これまで行ってきた取り組みの評価を行い、再編後の学校や関係する教育機関において、各学校で展開されてきた少人数の良さを生かした特色ある教育活動や多様な学びを継承する等の取り組みを進めていきます。

○ 学びの多様化への対応

- 令和6年度から全小学校にスペシャル・サポート・ルーム(SSR)を設置するとともに、スクーリングケアサポートによる個々に寄り添ったきめ細やかな支援を行っています。
- 学校以外の多様な学びの場として教育支援センターの支援員を増員し、個別対応を実施しています。
- 民間のフリースクール利用時にかかる授業料や交通費を補助し、学びの多様化への取り組みを進めています。

今後の取り組み

- 再編校においても、学校に行きづらい児童や教育的支援が必要な児童に対しては、児童一人ひとりに応じた対応策を学校として検討するとともに、その要因の解消に努めます。
- 児童や保護者の希望を尊重したうえで、校内における少人数教室設置の検討、スペシャル・サポート・ルームの充実、教育支援センター等の関係機関、さらに、市学びの多様化学校の設置を検討し、学べる環境を整えることで、多様な学びを継承したいと考えています。

通学手段について

安全な通学手段の確保

- 学校再編の有無に関わらず、通学手段については、小学校は4km、中学校は6km以内であれば、それぞれ徒歩・自転車での通学を基本とします。
- ただし、地理的条件により徒歩や自転車での通学が困難な場合や、通学距離に関わらず、登下校時に何らかの危険が生じると予想される地域は、児童生徒の公共交通機関を利用した通学を認めることとし、通学費の助成などを行います。

再編により通学距離が延びる場合

- 学校再編を実施したことにより、通学距離が延びる地域の児童については、スクールバス等の運行について、運行経路や乗車地点等について保護者の皆様等と協議をしながら安全な通学手段を確保します。
- スクールバス等を導入する際には、学校再編を実施するまでの期間において、運行予定経路での試運転を兼ねた乗車体験の実施や、学校周辺の安全対策を実施するなど、児童や保護者の皆様だけでなく、周辺地域の皆様の不安解消に努めるとともに、通学路の点検や見守り等、地域の皆様のご協力も得ながら、安全確保に努めます。

通学手段について

スクールバスを運行した場合に考えられる運行手法

【コミュニティバス混乗型】

- 既存のコミュニティバスに混乗する形で通学します。
- 現在、市内でバス通学を行っている児童・生徒は、全てこの形で通学しています。
- 大人、中高生と混乗になるため、様々な目が行き届きやすく、コミュニティの醸成につながりますが、座席数が限られることから、必ず着席できる環境がない可能性があります。

【全部委託型】

- バス車両、バス運転手、運行管理等、全てバス運行事業者に委託します。
- バスを利用する児童数に合わせて車両サイズを変更するため、必ず全員着席した状況で運行します。

【一部委託型】

- スクールバス車両を市が保有し、運転業務を事業者に委託します。
- 車両が市保有となることから、整備委託の可否等により、委託の内容が大きく変わります。

【市直営型】

- スクールバス車両を市が保有し、運転業務も市が雇用した職員が行います。

※ 全部委託、一部委託、市直営のいずれにおいても、現時点では中学生との混乗は検討していません。

通学手段について

運行車両の案



マイクロバス車両（20名乗車）

ワゴン車両（8名乗車）

＜参考＞

※引用画像は、いずれも三菱ふそうトラック・バス株式会社、トヨタ自動車株式会社ホームページ上より引用

三菱ふそうトラック・バス株式会社(<https://www.mitsubishi-fuso.com/ja/product/rosa/>)

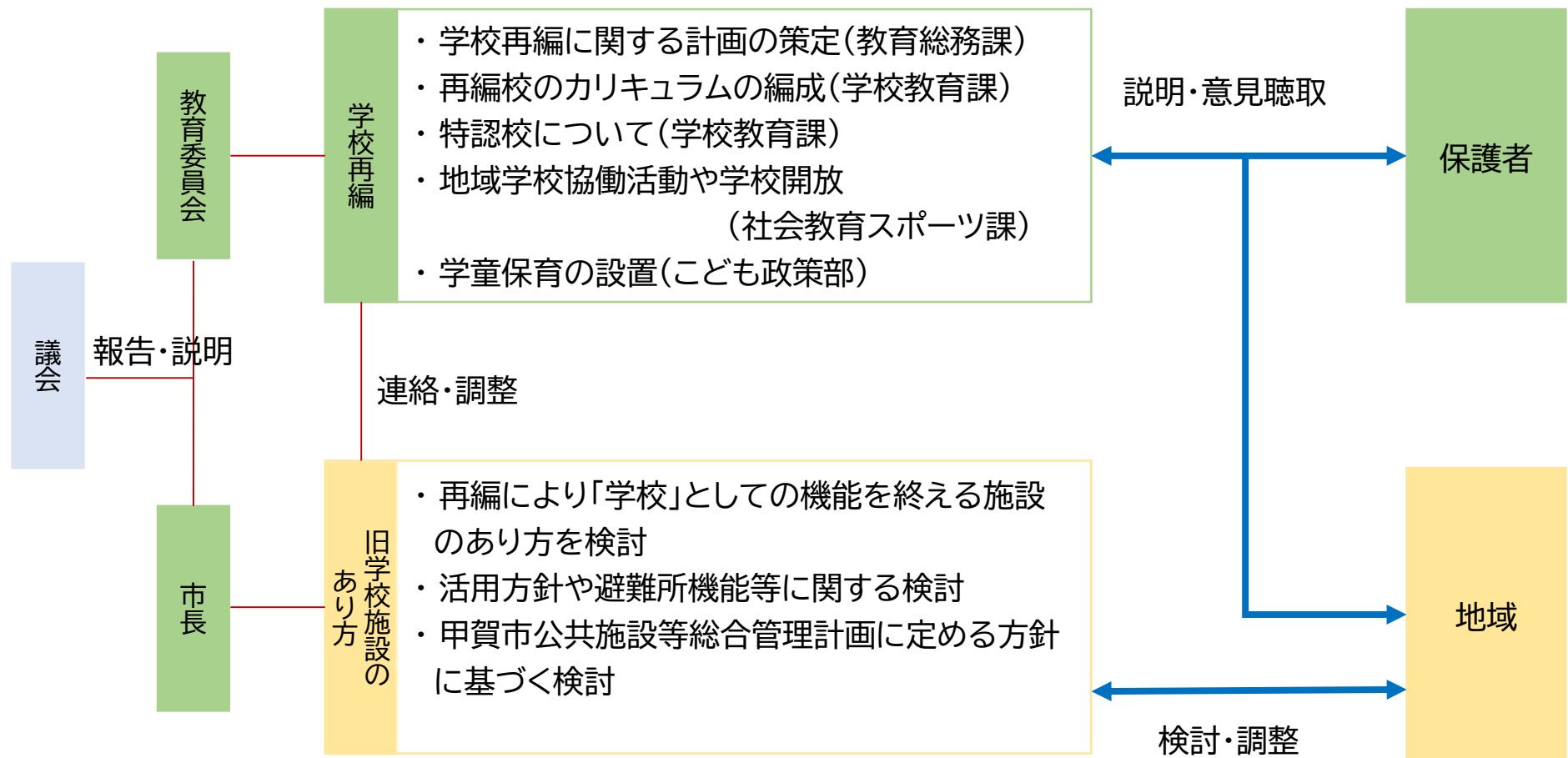
トヨタ自動車株式会社(https://toyota.jp/coaster/grade/?padid=from_coaster_top_bottommenu_grade / <https://toyota.jp/hiacewagon/>)

想定中のルート案

ルート名	想定人数	使用車両	片道距離	乗車時間	備考
黄瀬・牧ルート	18人	マイクロバス	8.1km	約20分	○想定のルート案は、R10年の現時点での見込みから検討しているものであり、児童数や居住状況から変更となる可能性があります。
宮町・黄瀬・牧ルート	19人	マイクロバス	9.4km	約25分	○上記と同様に、保護者の皆様等との協議の中で、変更となる可能性があります。
勅旨ルート	18人	マイクロバス	7.6km	約20分	○安全性確保のため、立席、補助席、助手席の利用は行わず、全員着席状態での運行を想定しています。
田代・ハイランドルート	19人	マイクロバス	8.2km	約20分	
ニュータウン・柞原・杉山・中野ルート	20人	マイクロバス	5.8km	約15分	
朝宮ルート	13人	マイクロバス	9.2km	約20分	
小川ルート	8人	ワゴン	6.3km	約10分	
多羅尾・小川出・北新田ルート	5人	ワゴン	17.7km	約25分	

再編の推進体制と準備委員会の設置

学校再編の推進体制（市役所内）

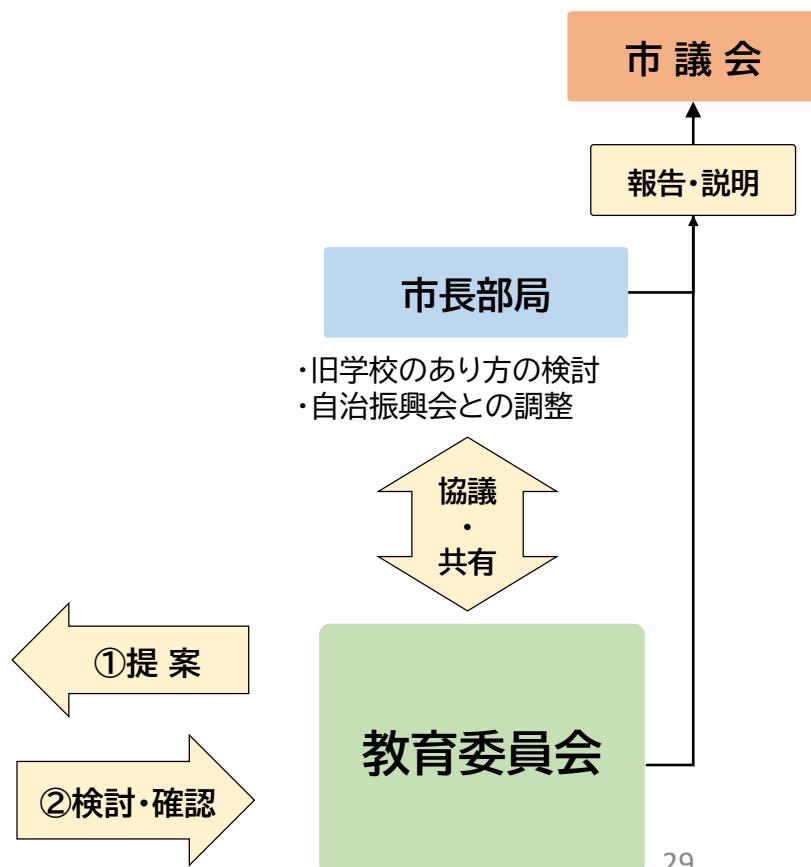
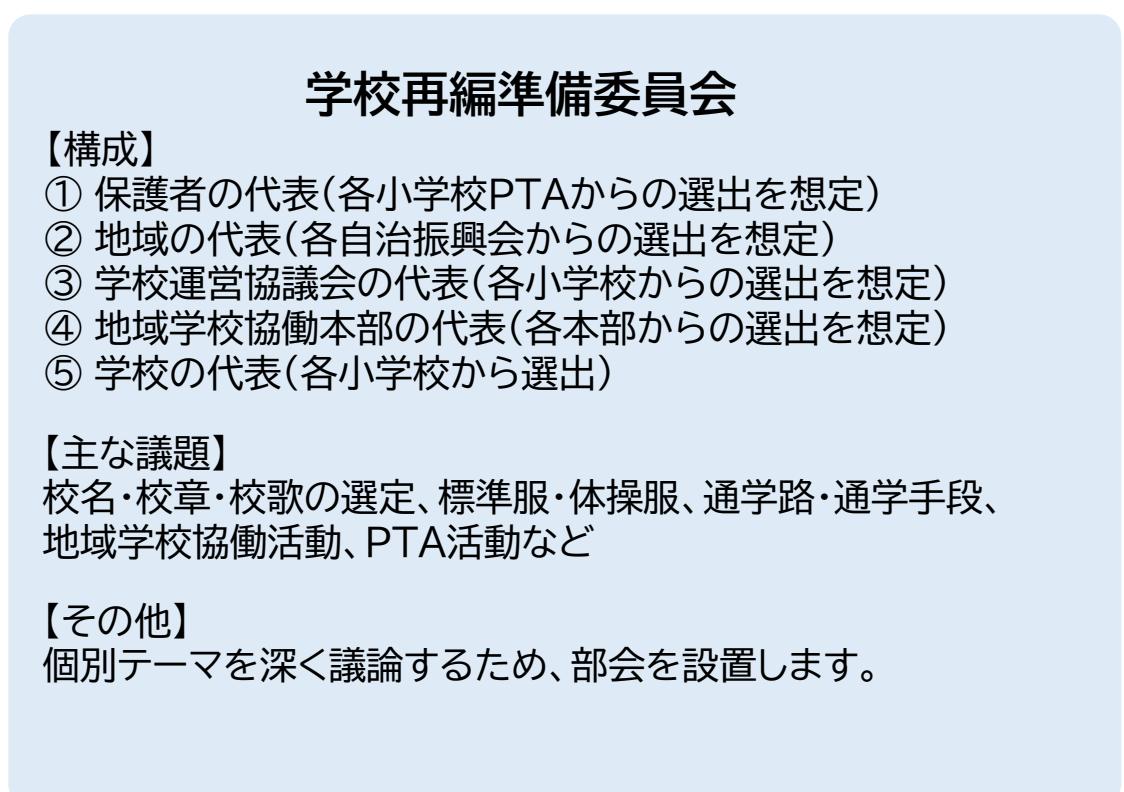


再編の推進体制と準備委員会の設置

学校再編準備委員会の設置

○ 設置の目的

学校再編により新たに設置する学校（以下、「再編校」という。）について、より詳細な計画である実施計画（アクションプラン）を策定するにあたり、保護者の皆様や地域の皆様との検討・調整等を行う場として設置します。



学校再編の進め方

- 令和7年9月 第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定
- 令和8年1月 保護者等の皆様へ第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)をご説明
- 令和8年2月～3月 学校再編準備委員会の設置及び委員選出のお願い
- 令和8年4月～ 学校再編準備委員会において、実施計画についての意見聴取・方針の確認(～11月)
- 令和8年11月 教育委員会会議で実施計画について審議
- 令和8年12月 教育委員会会議(地教行法※に基づく会議)で学校(機能)の設置、廃止について審議
- ※ 地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 令和9年3月 教育委員会会議で学校(機能)の設置、廃止について議決された場合、学校(施設)の設置、廃止について、市議会へ議案を上程、審議

現在地



これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問①

- 再編を実施するのであれば、スクールバスをしっかりと整備してほしい。
- スクールバスは整備されるのか。
- 信楽高原鐵道を利用しての通学は、小学生には非常に負担である。

ご意見・ご質問に対する市の考え方①

- 学校再編の実施により、現在通学している学校よりも遠距離となる児童の通学については、スクールバスの導入を基本として、検討を進めています。
- あらゆる可能性を含めて、子どもたちや保護者の皆様にとって負担が少なく、持続可能な通学手法を、保護者の皆様や地域の皆様とともに検討したいと考えています。

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問②

- 小中一貫教育の導入ということは、中高一貫校のように、小学校・中学校いずれかの校舎に小1～中3までの9学年を集めるということか。
- 同じ校舎で学ばないのであれば、小中一貫教育とは言えないのではないか。

ご意見・ご質問に対する市の考え方②

- 小中一貫教育には、様々な形があり、小学校6年・中学校3年という概念ではなく、1～9年生という概念をもった「義務教育学校」や、小学校・中学校という概念はそのままに、9年間の義務教育期間中のめざす子どもの姿を共有し、9年間を通した「地域学」等の教育課程（カリキュラム）を編成する「小中一貫型小・中学校」があり、本市では、「小中一貫型小・中学校」の実現に向けた取り組みを進めます。
- 「小中一貫型小・中学校」は「施設一体型」・「施設隣接型」・「施設分離型」があり、いずれの型となるかは、各中学校区の状況によって異なります。

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問③

- 学校再編に際し、クラスの人数の増加や、新環境への戸惑い等、子どもたちの心理的不安が高まる可能性があるので、心理的ケアを充実してほしい。
- 子どもたちが感じるショックや残念な気持ちに対する心理的なフォローをしっかりと見てほしい。

ご意見・ご質問に対する市の考え方③

- 学校再編の前後において、安全安心で充実した教育環境を整えるための人員や、教職員の加配、子どもたちの心理的ケアを行う人員の配置などについて、国や県の制度を活用しながら、一定の期間、配置する必要があると考えています。

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問④

- 子どもたちが大・小選択可能な制度を構築してはどうか。
- 学校を選択できる制度が必要。

ご意見・ご質問に対する市の考え方④

- 学校選択制は、県内では大津市が中学校区内における隣接区域選択制及び葛川小・中学校への特認校制度を導入しているほか、近江八幡市において、学校規模適正化のため、過大、大規模、標準規模校から、小規模校へ通学することについて、通学区域の弾力化を図るとともに、沖島小学校への特認校制度を導入されています。
- 両地域では、学校選択を実施できる学校が同区域内に過大、大規模、標準規模の学校が大半であり、一部地域を除き中学校区内の大半の学校が小規模校である当市とは、大きく状況が異なっています。
- また、学校選択制の導入は、学校施設の状況により受け入れが困難な場合があることや、中学校区を跨ぐ設定により、通学距離が長距離化する可能性であることから、現時点での導入は難しいと考えています。

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問⑤

- 再編を行う場合、中心となる学校に吸収されるということになるのか。それともあたらしい学校として立ち上げられるのか。

ご意見・ご質問に対する市の考え方⑤

- 学校再編を行うにあたっては、人数の少ない学校を多い学校に吸収する「統合」ではなく、再編対象となる学校で、新しい学校として立ち上げを行います。
- ただし、学校施設等については、既存の学校を使用することとし、再編により新たな場所に学校施設を建築することはありません。